

# 農地の面的集積のための農地利用調整方式

効率的かつ安定的な土地利用型農業経営を確立するためには、担い手に対する面的な農地集積を推進する必要があります。このため、静岡県F市の先進事例から、面的集積のための農地利用調整を4つの方式に類型化するとともに（図1）、集落調整機能の強弱と農地流動化・錯綜化の進展度合の二指標から見た各方式の適用場面を提示しました（図2）。

## ☆ 技術の概要

1. 各方式の手順を図中に記載しました。適用場面は下記の通りです。
2. 転作団地の一括委託方式は、転作団地化のための強い集落調整機能が必要です。農地流動化・錯綜化が一定程度進んでいても、それに関係なく実現できます。
3. 担当集落制方式は、農地貸借に関わる集落、農家、担い手の集团的合意を得るための強い集落調整機能を必要とします。また、流動化・錯綜化の低い段階で適用する必要があります。

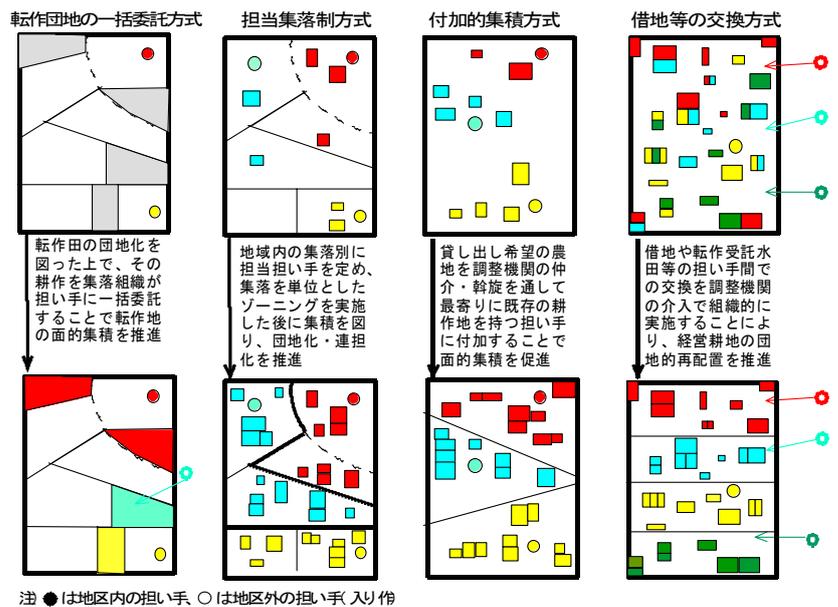


図1 面的集積のための4つの調整方式の模式図

4. 付加的集積方式は、調整機関の仲介・斡旋によることから集落機能の弱いところで適用できます。流動化・錯綜化の低い段階で適用する必要があります。
5. 借地等の交換方式は、流動化が進んだ段階でも適用できますが、調整機関の強力な介入と合理化法人の活用が求められます。また、一括受託した転作団地の耕作を交換する場合は集落組織と当該の担い手間の合意のみで容易にできます。

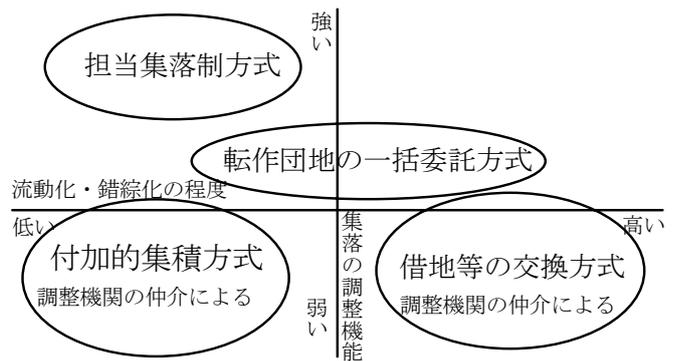


図2 流動化・錯綜化の程度と集落調整機能の強弱からみた方式別の適用場面

## ☆ 活用面での留意点

1. 個別の大規模担い手が展開している水田作地域での適用を前提としています。地域農業マネジメント組織の形成および借地型の担い手の組織化が重要です。
2. 詳細は農業経営研究チーム(Tel:029-838-8439)にお問い合わせください。

(中央農業総合研究センター 上席研究員 平野信之)